

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小田原市長

市町村名 (市町村コード)	小田原市 142069
地域名 (地域内農業集落名)	橘地区 (下中・前羽)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月31日、2月29日、令和7年1月28日 (第1～3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地区は、曾我丘陵の東部に位置し、たまねぎを主体とした野菜や、柑橘等の果樹を生産する複合経営や畜産が行われている地域で、地域一体となって農産物のブランド化等にも取り組んでいるが、農業者の高齢化と後継者・担い手不足は著しく、農地についても営農しておらず、管理のみ行っている所有者も増えてきている。

・農地との接道状況等の営農環境の悪化や山間部の耕作放棄地の増加、鳥獣被害、肥料の購入をはじめとした農業経費の増加、所得の減少も課題となっている。

【地域の基礎的データ】(農林業センサス2020より)※令和2年度
総農家数:196戸(うち、農業経営体数:125経営体)
農業経営体数の年齢状況:70歳以上 57.6%(うち、75歳以上 39.2%)
主な作物:みかん、たまねぎ、水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

・たまねぎの産地化定着・ブランド化を進めていくことで更なる販路の開拓・拡大、出荷・販売価格の値上げによる価格の適正化・売上向上を図る。

・農地については、認定農業者や認定新規就農者等の現在の担い手に限らず、新規就農者や法人をはじめとした多様な農業を担う者への集約化を進めていく。

・基幹的な農道を車が通れるよう整備し、倒木や土砂崩れがあってもすぐ復旧ができるようにする。

・高齢者や新たな担い手でも負担のかからない営農環境の改善を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	347 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	347 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和7年1月28日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

・小田原市沼代293-1(1669㎡) 地図No.1
・小田原市小竹369-1(875㎡) 地図No.2
・小田原市沼代395-3(780㎡) 地図No.3
・小田原市沼代379-1(1752㎡) 地図No.4
・小田原市小竹1210(852㎡)、1209(1312㎡) 地図No.5

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や認定新規就農者等の担い手、その他多様な農業を担う者への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構については、組織統合による名称変更の影響等で認知度が低いため、農地中間管理機構の認知度を高め、その上で機構を活用して農地集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域のニーズを踏まえ、集積が進むよう農道をはじめとした基盤整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や認定新規就農者等の担い手に限らず、新規就農者や法人をはじめとした地域内外からの多様な農業を担う者の確保・育成に取り組んでいく。また、地域や市、JAなどの関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目のない支援を行っていく。また市民農園としての農地利用も検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業委託等については、たまねぎの収穫時期の繁忙期等、今後作業人員の要望が増加していくものと思われ、JAの農業支援隊等も含め、地域での支え合い等も含め検討を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

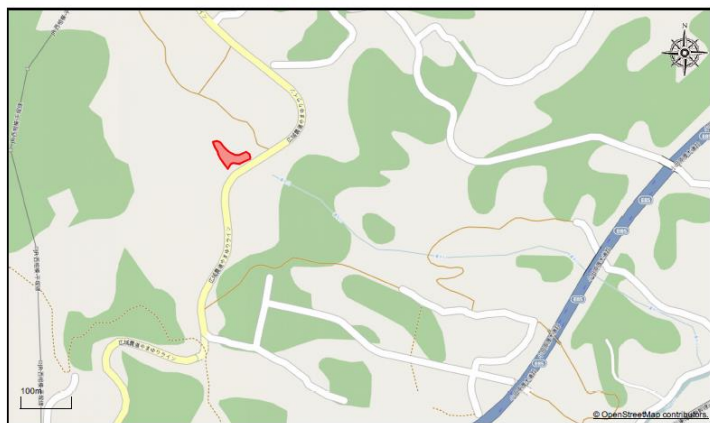
☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①市や小田原市鳥獣被害防止対策協議会が行う制度(捕獲報奨金、侵入防止柵購入費補助等)を活用して、鳥獣被害対策を実施していく。

【橘地区】地図No.1

沼代293-1

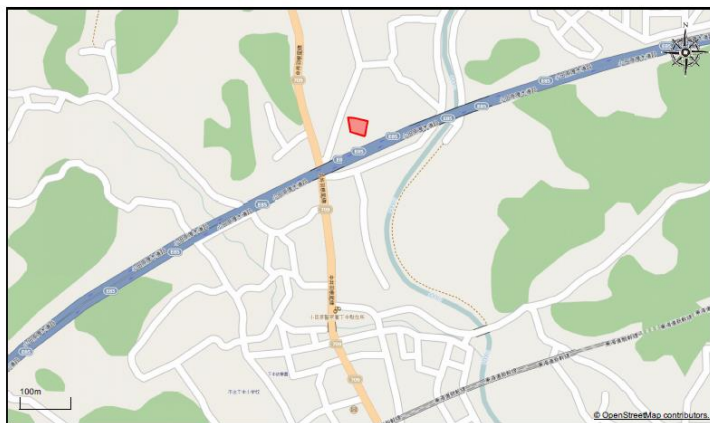


1/5,000

注釈:

【橘地区】地図No.2

小竹369-1

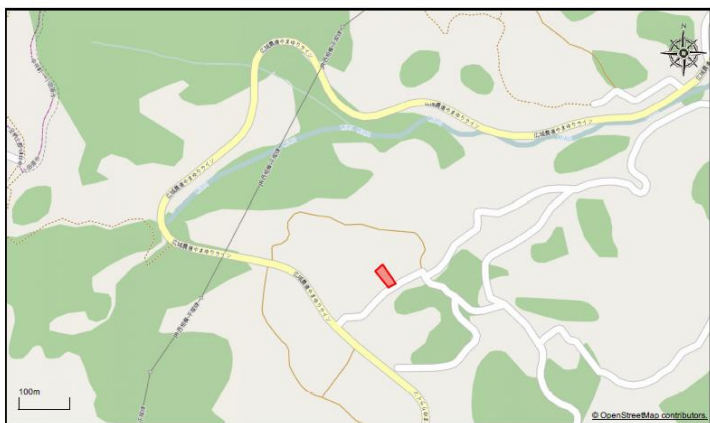


1/5,000

注釈:

【橘地区】地図No.3

沼代395-3

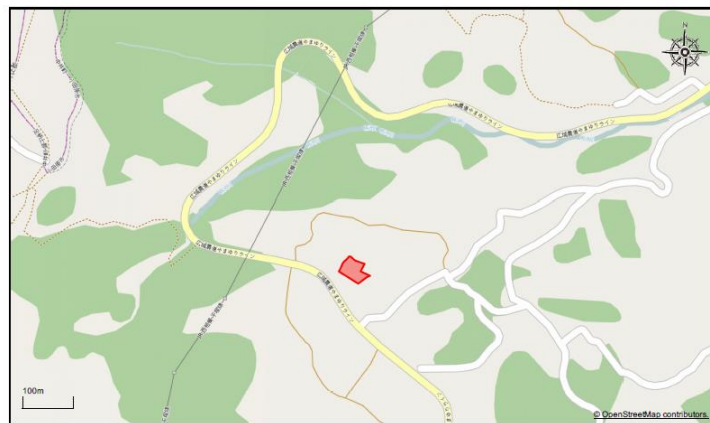


1/5,000

注釈:

【橘地区】地図No.4

沼代379-1

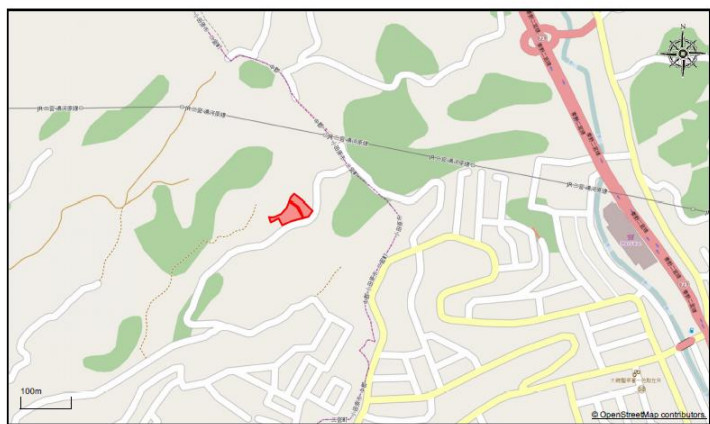


1/5,000

注釈:

【橘地区】地図No.5

小竹1210外 1筆



1/5,000

注釈: